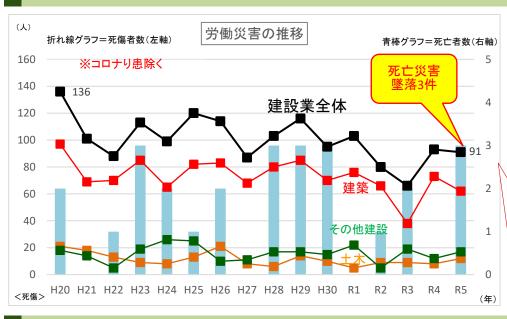
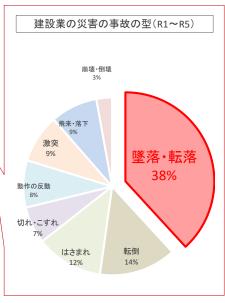
郷亡。宜鷦災暮【ゼロ】に向けて

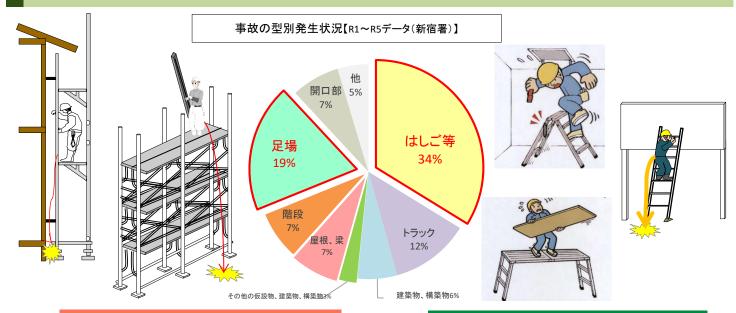
「墜落・転落」災害をなくそう

(新宿区・中野区・杉並区) の建設業の災害の発生状況





管内の建設業における「墜落」災害の特徴 (過去5年デ

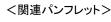


墜落制止用器具の使用

特に「足場の組立・解体時」の使用徹底 フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育 新規格の墜落制止用器具を使用 (R4.1.2より旧規格は使用できません)



フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合 (**高さが6.75m以下**)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。





墜落制止 改正

口安全衛生教育の徹底 *新規入場、送り出し ・雇入れ教育 ・職長の再教育・・・等

口作業手順の周知徹底 (手順内容の確認、周知会の実施)

□KY活動等の活性化

(改めて活動の意味、目的、進め方を指導)

安全衛生教育の徹底

現場監督への意識調査(東京労働局)において、労働災害発生 要因として「作業の慣れ」「危険意識の低下」が多く回答

「墜落・転落」「熱中症」による災害防止が重点対策

墜落・転落災害の防止について

1.脚立、はしごについて

①まず検討!

□ はしごや脚立の使用自体を避ける





【可搬式作業台(例)】

【手すり付き脚立(例)】

□ 墜落の危険性が相対的に低い用具へ変更(ローリングタワー、可搬式作業台、手すり付き脚立等)

②使用する場合の「ルールの定め」「安全使用のポイント」を教育



- 口身を乗り出さない (位置を直す)
- 口天板作業の禁止
- 口反動のある作業をしない
- □3点支持での昇降



口はしご上端固定・突き出し

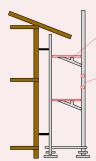
- 口はしご上の作業をしない
- 口3点支持での昇降
- 口滑動防止(又は補助)

【チェックリストの活用を!】

脚立 チェックリスト

2.足場について

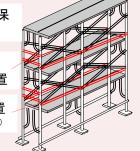
原則、枠組・本足場(幅40cm以上)を採用



口作業床の確保 (幅40cm以上)

口手すり、 中さんの設置

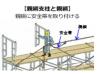
口下さんの設置 (躯体側も必要に応じて)



「幅1メートル以上」の場所では、原則二側足場が義務

組立・解体中の対策の徹底

- 口先行手すりの採用(適切な手順の徹底)
- □墜落制止用器具の使用(原則フルハーネス
- 口適切な取り付け設備(親綱等)
- 口作業主任者の配置と職務の遂行



<足場の規則改正 R5.10~施行>

1. 一側足場の使用範囲の明確化 (R6.4~)

(幅1メートル以上の場所では、二側足場の使用を義務)

2.足場点検者の指名、点検者の氏名の記録 (R5.10~) 音



3.特に墜落・転落災害防止を主眼としたリスクアセスメントの実施について

工事工程別、作業別等の必要な単位で実施

日々の安全活動にて、墜落・転落災害の危険箇所を確認



- ●施工計画書/施工要領書
- ●個別工事の作業手順書

RAの結果を 反映させる



朝礼・ミーティング



巡視・パトロール

STOP!熱中症 令和6年5月1日から9月30日までとする。 ~クールワークキャンペーン~ 4月が「準備期間」、7月を「重点取組期間」

□暑さ指数の把握 □暑さ指数を下げる □休憩場所の整備 □作業時間の短縮 □服装 □水分・塩分の摂取□熱への順化













口異常時の措置

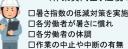


のどがかわいていなくても





睡眠不足 前日の飲み過ぎ 当日朝食取ったか 口労働者の健康状態の確認 (作業員同士、巡視等)



□各労働者が暑さに慣れ □各労働者の体調 口作業の中止や中断の有無 □水分や塩分の摂取



異変を感じたらすぐ病院か救急車を呼ぶ(教育、周知)





※時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用